

## 落札者決定基準について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する、「マスコットガイドライン等の制作に係る業務委託」に関する落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

### 1 審査機関

- (1) 本委託業務の審査については、委託事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）において実施する。
- (2) 審査会は、仕様書に記載している要求要件を満たしているか判断するとともに、「4 評価基準」に基づき付与する点数の判断について審査する。

### 2 落札者決定基準

#### (1) 落札者の決定方法

- ア 「3 委託業務の技術点及び入札価格の評価方法」に定める評価方法により算出された技術点と価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
- イ 最高得点が同点で二者以上あった場合、審査委員の協議により受託者を決定する。なお、審査委員の協議でも決定できない場合、審査委員の多数決によって受託者を決定する。

#### (2) 技術点、価格点の配分

点数については100点満点とし、得点配分については、技術点70点、価格点30点とする。なお、技術点については70点満点とし、内訳は次のとおり。

評価項目	技術点
1 キャラクター等のガイドラインの開発実績	35点
2 本事業の実施手法	20点
3 プロジェクト管理及び組織体制	15点
合計	70点

### 3 委託業務の技術点及び入札価格の評価方法

委託業務の推進・遂行力、機能及び技術並びに入札価格の評価については、仕様書及び評価基準に基づき次のとおり行うこととする。

- (1) 評価基準については、次の「4 評価基準」に示す。
- (2) 評価基準に記載している評価項目（1）～（3）を必須の評価項目とし、評価基準に記載している項目を評価する。
- (3) 評価基準に記載している必須の評価項目に関連する機能・運用について、具体的かつ評価できる提案を行っている場合については、評価基準に基づき得点を付与する。
- (4) 各提案会社の技術点については、審査委員会の委員の採点を平均した点をもってその技術点に係る得点とする。
- (5) 入札価格については、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、次に示す方法による。

$$\text{「価格点} = \{(\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times 0.5\} \times \text{配点}(30)\text{」}$$

(6) 技術点及び価格点はいずれも小数第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする。

#### 4 評価基準

企画提案書の評価基準は、以下のとおりとする。記載する事項が無い場合は当該箇所について記載する必要はないが、得点は0点となる。

(1) これまでの実績について

① これまでの事業の中で開発してきたキャラクター等のガイドラインの開発実績について (35点)

(2) 本事業の実施手法について

① 本事業を実施するにあたり、これまでのノウハウを活用し、どのようなコンセプトや手法によって開発していくかについて (20点)

(3) プロジェクト管理及び組織体制について

① 2018年7月に予定しているマスコットの本発表に向けて、本事業のスケジュール管理が適切に行えるか。また、本事業を円滑に進める組織体制は組まれているか。(合計15点)

※加点項目の採点基準について

- ・評価は1～5までの5段階とする。
- ・各配点(35点、20点、15点)の段階ごとの基準点は以下のとおりとするが、審査員は、各項目の配点の範囲内において整数の得点を与えることができる。例えば、35点満点の項目について、A社、B社ともに「4 やや優れている」と評価した場合でも、A社の方がより優れていると判断した場合には、A社に26点、B社に25点を与えることができる。

評 価				
段 階	内 容	35点	20点	15点
5	非常に優れている提案	35	20	15
4	ややすぐれている提案	26	15	11
3	標準的な提案	17	10	7
2	やや劣っている提案	8	5	3
1	非常に劣っている提案または未記載	0	0	0